

金沢大学学術データマネジメントポリシー

研究基盤統括本部
情報戦略本部

金沢大学（以下「本学」という。）は、金沢大学憲章に基づき、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」として、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、真理の探究に関わる基礎研究から技術に直結する実践研究までの卓越した知の創造に努め、それらにより新たな学術分野を開拓し、技術移転や産業の創出等を図ることで積極的に社会に還元することを理念としている。

本学は、研究と教育に関する学術活動によって産み出された知的成果を、適切に蓄積・管理・保存し、社会に還元することで、「未来知による社会貢献」を遂行するとともに、本学が世界的研究拠点として、「未来知」をさらなる高みに導くことで、上記の理念を具現化するための指針として、金沢大学学術データマネジメントの原則を定める。

第1章 総 則

第1条（本ポリシーの目的）

本ポリシーは、本学における学術データの学術研究利用等の場面において、責任ある学術データの学術研究利用等を実現し、学術研究の継承と発展に寄与することを目的とする。

第2条（用語の定義）

本ポリシーにおいて、次に掲げる用語は、以下の各号の定めるところによる。

- (1) **本学**とは、国立大学法人金沢大学をいう。
- (2) **学術データ**とは、本学が関係する研究又は教育の過程あるいは結果として研究者等が学術研究利用等の対象としたデータをいう。デジタル／非デジタルを問わず、当該学術データの説明資料やその取扱いに関わる手続の情報、ライセンスや権利に関する情報、これを生み出すに至った加工・解析ツール、プログラムコードやその実行環境に関わる情報、学術研究課題等の関連資料全般に含まれる情報、本学の教育に関連するデータを含むが、これらに限られない。ただし、本学が別途指定したデータ又は有体物は、学術データに含まれない。
- (3) **学術研究課題**とは、一定の計画の下に研究者等が関与して実施される学術研究をいう。外部資金に基づく学術研究課題、研究室の研究グループによる学術研究課題及び研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する学術研究課題が含まれるが、これらに限られない。
- (4) **DMP**（学術データ管理プラン）とは、学術研究課題ごとに定められる、学術データの内容、学術データの学術研究利用等の方法・範囲や基準をいう。

- (5) **DMP対象学術データ**とは、学術データのうち、実施細則で定める基準に基づきDMPの対象とすることを定めたデータをいう。
- (6) **RDM**とは、研究データ及びそのメタデータの保管及び管理並びにそれらの証跡管理を行うことができるシステムをいう。
- (7) **リポジトリ**とは、研究及び教育等の成果物である電磁的記録（学術データを含む。）を公開等するために設置される電子アーカイブシステムをいう。リポジトリには、RDMに保管されている学術データを制限共有又は提供を行う機能の部分を含む。
- (8) **学術研究成果**とは、本学における学術研究の成果物をいう。研究論文、学会発表、プログラムコード、データセットなどを含むがこれらに限られない。
- (9) **学術研究利用等**とは、学術データの取得、生成、加工、解析、管理、保管、公開等その他の学術データの利用行為をいう。
- (10) **公開等**とは、非制限公開、制限公開、制限共有及び提供をいう。
- (11) **非制限公開**とは、学術データを、特にその利用者に制限を設けず、不特定多数がアクセス、利用できる状態にすることをいう。
- (12) **制限公開**とは、学術データを、一定の条件を満たした不特定多数の者に限り、アクセス、利用できる状態にすることをいう。
- (13) **制限共有**とは、学術データを、特定の研究グループその他の一定の範囲の特定の者に限り、契約その他の利用条件を定め、その一定の範囲の特定の者のアクセスを認め、その特定の者が利用できる状態にすることをいう。
- (14) **提供**とは、契約その他利用条件を定め、学術データを特定の第三者が利用できる状態にすることをいう。
- (15) **非公開**とは、学術データを本学内で設定する学術研究課題のみに利用し、第三者に公開等を行わない状態にすることをいう。
- (16) **研究者等**とは、本学において学術研究活動又は教育活動を行う者若しくはそれらの活動に関わる者をいい、**研究者等**には、教職員その他本学と雇用関係にある者が含まれる。
- (17) **研究代表者**とは、学術研究課題の研究代表者をいう。
- (18) **メンバー**とは、学術研究課題に参加する者をいう。研究代表者、研究分担者又は研究協力者に限らず、当該研究課題において学術データの学術研究利用等を行う全ての者を含む。
- (19) **法令等**とは、法令及び本学が定める内規、ガイドライン、指針等をいう。

第3条（適用範囲）

- 1 本ポリシーは、本学における学術データについて適用される。
- 2 本学は、研究者等が学術データを学術研究利用等するに際して、研究者等に対して本ポリシーを遵守させる。
- 3 本学は、研究者等を通じて、学術研究課題に関与するメンバー、本学の学生、本学との間で業務委託契約を締結した委託先に本ポリシーを遵守させる。

第4条（学術データの学術研究利用等がある学術研究課題の実施）

本学は、研究者等が学術データの学術研究利用等がある学術研究課題を実施するにあたり、実施細則に定める基準に合致する学術研究課題について、実施細則が定める手続に基づき、学術研究課題ごとに学術データに関するDMPを本学に提出することを求め、本学において、学術データの内容及び所在、管理方法その他の事実関係の管理を適切に行う。

第5条（学術データの利用権限）

本学は、本学が設定した学術データの利用条件の範囲内である限り、学術データを取得又は事実上管理する研究者等による学術データの学術研究の目的での利用を制限しない。

第2章 管理

第6条（学術データの本学による管理）

- 1 本学は、研究者等が学術データの管理責任を果たすために必要な、学術データのガバナンスの構築及び維持を行い、研究者等の研究を促進し（研究者等が自ら行う学術データの管理を円滑にすることを含む。）、学術データの管理について最終的な責任を負う。
- 2 本学は、研究者等との間で学術データの管理において相互に役割分担を行い、適切な学術データの管理を行う。ただし、学術データの管理における役割分担は、本学の学術データの管理に関する最終的な責任を免責するものではない。
- 3 学術データの管理に関する役割分担、学術データを研究者等が管理する場合の管理方法その他の条件は実施細則で規定する。

第7条（学術データの研究者等による管理）

- 1 本学は、DMP対象学術データについて、学術研究課題ごとに、実施細則又は研究者等との協議に基づき、その管理方法を定める。ただし、本学の研究者等が研究代表者となっている学術研究課題において、研究助成機関と研究分担者の所属機関との間に共同研究契約その他の契約が存在し、その契約に学術データの管理に関する定めがある場合を除く。
- 2 本学は、前項のDMP対象学術データについて、実施細則又は本学と研究者等との協議に基づき、研究者等に対して、本学が管理するRDMその他の本学が別途定めるシステムにおいて管理させることができる。
- 3 本学は、第1項の対象にならない学術データの管理について、研究者等が行う学術データの管理を監督する責任を負い、研究者等が行う管理方法の変更を求めることができる。
- 4 本学は、研究者等に対して、学術データの管理に関して以下の各号の義務を課す。
 - (1) 学術データについて漏えい又は不正使用の事実が判明した場合、直ちに本学に報告すること
 - (2) 学術データについて、研究の公正及び研究の再現性に資するように、常に正確かつ最新の内容になるように努め、変更の履歴を保管すること
 - (3) 学術データについて、追加、変更その他DMPの内容に変更が生じた場合、実施細則に定

める手続に基づき、DMPの更新その他その変更の履歴を保管すること

第8条（学術データの保管期間）

- 1 本学は、学術研究課題における研究が終了した後、研究者等の責任で10年間は学術データの保管を行うように努める。
- 2 研究者等が前項の保管ができず、本学がその学術データの保管を継続する必要があると判断した場合、特段の事情がない限り、本学が学術データの保管を研究者等に代わって行う。

第3章 公開等

第9条（学術データの公開等の目的）

本学は、学術データを可能な限り、かつ長期にわたって公開するように努める。また、研究者等にそのような公開等を推奨することを通じて、学術データに基づく学術の継承及び発展、学術研究成果の社会への還元、学術研究成果の再現性の向上及び学術研究活動の透明性向上を目的として学術データの学術研究利用等を行う。

第10条（学術データのメタデータの公開）

本学は、DMP対象学術データのメタデータを本学が管理するリポジトリ又は第三者が管理するリポジトリに登録するように努め、研究者等に対してその登録を促すものとする。

第11条（学術データの公開等）

- 1 本学は、DMP対象学術データについて、第9条の目的を果たすため、原則として公開等を行う。
- 2 本学は、DMP対象学術データについて、その性質、内容、その他実施細則で定める条件に従い、本学と研究者等の協議に基づいて、以下のいずれかの方法を取る。ただし、本学は、DMP対象学術データの公開等にあたり、法令等及び契約、研究分野における慣行に従わなければならない。
 - (1) 非制限公開
 - (2) 制限公開
 - (3) 制限共有
 - (4) 提供
 - (5) 非公開
- 3 本学は、本学又は第三者が管理するリポジトリを通じてDMP対象学術データの公開等を行う。ただし、本学が管理するリポジトリ又は第三者が管理するリポジトリのいずれを使用するかは、本学と研究者等との協議で定める。
- 4 本学は、第三者が管理するリポジトリを通じて研究者等がDMP対象学術データの公開等を行おうとする場合、当該第三者が管理するリポジトリの信頼性、永続性、公共性、国内管理可能性その他実施細則で定める事由を検討し、その可否を判断する。ただし、本学は、第三者が

管理するリポジトリを通じてDMP対象学術データの公開等を行う場合であっても、そのDMP対象学術データについて、本学が管理するリポジトリを通じた公開等も行うことを原則とする。

第12条（データ分譲委員会における審査）

- 1 本学は、以下のいずれかの事由に該当する場合、実施細則で定める内容に基づき、データ分譲委員会における審査を行い、その登録又は公開等の可否の判断を行う。
 - (1) 本学又は第三者が管理するリポジトリにDMP対象学術データを登録する場合（ただし、非制限公開、制限公開、制限共有による公開等の場合に限る。）
 - (2) 本学が、DMP対象学術データを第三者に提供する場合
 - (3) その他実施細則で定める基準に該当する場合
- 2 前項に基づく公開等の判断にあたっては、研究者等の意見を最大限尊重する。

第13条（本学がDMP対象学術データを提供した場合）

本学が、DMP対象学術データについて制限共有の方法を取る場合又は特定の第三者に提供する場合、本学は、研究者等と協議のうえ、その学術データの適切な利用条件を定めた契約を当該共有先又は第三者との間で締結し、その学術データが適正に利用されるように努める。

第14条（DMP対象学術データを使用して成果が得られた場合）

本学は、DMP対象学術データを公開等により取得した第三者が、そのDMP対象学術データを利用して学術研究成果、製品その他の成果を得た場合、本学が定める条件に基づき本学のリポジトリ又は研究者等の論文などの学術研究成果の引用を行わなければならない旨の契約をその第三者との間で締結するように努める。

第4章 個人情報の取扱い

第15条（個人情報に含まれる学術データの取扱い）

本学は、学術データに個人情報が含まれる場合、公開等にあたり、個人情報保護法その他の関係法令、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針を含む医学研究に関する指針その他関連するガイドラインを遵守し、かつ、研究者等に遵守させ、学術データが適正に利用されるように努める。

第5章 研究者等の移籍又は離籍に伴う学術データの取扱い

第16条（研究者等の移籍に伴う学術データの取扱い）

- 1 研究者等（本章においては、本学と雇用関係がない者を含む。）が本学から移籍し、別の学術研究機関（以下、「移籍先」という。ただし、学術研究機関に限る。）に所属する場合、以下のいずれかの事由に該当しない限り、本学は、研究者等が学術データを新たな移籍先で取り扱う

ことを認める。

- (1) 学術データに個人情報が含まれる場合
 - (2) 学術データに発明その他知的財産が含まれる場合
 - (3) 学術データが本学又は第三者の営業秘密又は限定提供データに該当する場合
 - (4) 学術データについて契約により第三者提供が禁止されている場合
 - (5) 移籍先が外国の学術研究機関の場合
 - (6) 法令等その他の公的な基準に基づいて学術データの利用が制限される事由がある場合
- 2 前項に基づき研究者等が学術データを新たな移籍先で取り扱う場合、学術データの管理は研究者等の責任で行い、本学は学術データの管理の責任を移籍後について負わない。ただし、研究者等が本学に所属している期間に発表した論文に掲載された学術データについて、本学は、その研究者等が移籍した場合であっても、その論文の検証のためにその論文の発表後10年間に限り管理を行う。

第17条（研究者等の離籍等に伴う学術データの取扱い）

- 1 研究者等が移籍先に所属せずに本学を離籍（退職を含む。）する場合、又は本学を離籍後、移籍先に所属するが学術データを移籍先で取り扱わない場合、本学は、その学術データの保管期間が終了するまで学術データの保管を行う。
- 2 前項の場合において、その学術データの保管期間が終了していた場合、特段の事情がない限り、本学の判断で学術データの削除を行うことができる。

第18条（研究者等の採用等に伴うデータの取扱い）

本学が研究者等を採用する場合（本学以外の所属機関から本学に移籍する場合を含む。）、本学は、研究者等が、採用前の所属機関において学術研究利用等していたデータの従前の取扱いに関する事実を確認のうえ、法令等及び契約に沿った適切な学術研究利用等を行うように努める。

第6章 雑 則

第19条（関連法令等の遵守）

本学は、学術データの学術研究利用等にあたり、以下の法令等を遵守し、研究者等に遵守させる。

- (1) 研究公正、研究倫理に関する法令等
- (2) ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
- (3) 知的財産に関する法令等
- (4) 個人情報の保護に関する法令等
- (5) 安全保障輸出管理に関する法令等
- (6) 文書管理、情報公開に関する法令等
- (7) 本学リポジトリに関する法令等
- (8) 情報セキュリティ対策に関する法令等

第20条（学術データの学術研究利用等に関する原則）

本学は、学術データの学術研究利用等を行うにあたり、以下の原則を遵守し、かつ、研究者等に対して遵守させる。

- (1) 法令等及び契約の遵守
- (2) 学術データの学術研究利用等に関する説明責任の履行
- (3) 適正な学術データの学術研究利用等
- (4) 研究の公正及び研究の再現性の担保
- (5) 可能な限り多くの、長期的な学術データの公開等

第21条（教育活動）

本学は、学術データの学術研究利用等が適正に行われるように、研究者等に教育を行うように努める。

第22条（本ポリシーの変更）

- 1 本ポリシーは、学術データを取り巻く環境の変化に応じて変更することができる。
- 2 本ポリシーの変更にあたり、本学は、変更後のポリシーの適用日を明記したうえで、変更後のポリシーを本学が定める方法で公表する。

附 則

このポリシーは、令和4年2月22日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和6年7月5日から施行し、実施細則の施行の日から適用する。